

# 機密保持誓約書

特許庁

情報技術統括室長 殿

令和 年 月 日

社 名

住 所

代表者役職・氏名

当社は、「特許庁情報システムにおける資料提供招請及び意見招請の見通しの公表について」に係る入札公告に関する情報提供（以下、「本情報提供」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

## 記

1. 本誓約における機密情報とは、特許庁が本情報提供に関連して開示する全ての情報（紙資料、電子情報、電子メール・FAXによる連絡・説明等形態を問わず、複製又は複写した情報も含む。）とする。ただし、開示の時点で既に公知のもの及び特許庁が公表することを承諾した情報については除く。
2. 当社は、特許庁から開示された機密情報を本情報提供の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
3. 当社は、特許庁から開示された機密情報を本情報提供のために知る必要のある最小限の自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。
4. 当社は、特許庁から開示された機密情報を善良なる管理者としての注意をもって管理し、漏えい等の事故防止の為に必要かつ適切な安全管理措置をとるものとする。
5. 当社は、特許庁から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。ただし、本情報提供に当たって第三者（以下、「再開示先」という。）に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合には、特許庁の事前承諾を得た上で、当該再開示先に開示するものとする。
6. 当社は、前項ただし書きにより、機密情報を開示する再開示先に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせ、特許庁に提示するものとする。

7. 当社は、本情報提供に当たって機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
8. 当社又は再開示先が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は漏えい等の事故により特許庁に損害を与えた場合には、当社は、特許庁が被った損害の賠償をするものとする。
9. 当社は、特許庁によって認められた方法及びその範囲において機密情報を使用する以外には、本情報提供に基づきいかなる知的財産権の利用も当社に許諾されていないことに同意する。
10. 当社は、本情報提供の終了後又は特許庁からの指示のあった場合、直ちに当社の責任において機密情報を消去又は破棄し、その旨の証明書を特許庁に提出するか、又は、特許庁の指示に従い機密情報を特許庁に返却するものとする。
11. 本誓約書の義務は、本情報提供の終了後3年間存続することについて、同意する。
12. 当社は、本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって特許庁と協議し、これを解決するものとする。

以上